

---

## I 5 1. 輸入申告一覧データ

---

## 1. 業務概要

通関業者が取り扱った前月分の以下の実績を通関業者別に提供する。

(1) 以下の手続き（以下、「輸入申告等」という。）の許可・承認等の実績。

- ①輸入申告（輸入許可前貨物引取（以下、「BP」という。）承認申請を含む。）
- ②輸入申告（少額関税無税）（BP承認申請を含む。航空データのみ対象とする。）
- ③輸入（引取）申告（特例委託及び蔵出輸入（引取）申告を含む。）
- ④蔵出輸入申告（BP承認申請を含む。）
- ⑤移出輸入申告（原料課税となる申告を含む。BP承認申請を含む。）
- ⑥総保出輸入申告（原料課税となる申告を含む。BP承認申請を含む。）
- ⑦蔵入承認申請
- ⑧移入承認申請
- ⑨総保入承認申請
- ⑩展示等申告

(2) 輸入マニフェスト通関申告（航空データのみ対象とする。）の許可実績

(3) 海上簡易輸入申告（海上データのみ対象とする。）の許可実績

(4) 機用品蔵入承認申請の承認実績

(5) 特例申告の実績（特例委託及び一括特例申告を含む。）

(6) 修正申告（特例修正申告含む。）の実績

(7) 関税等更正請求の審査終了実績

## 2. 提供概要

- (1) 周期 : 月次（毎月1日）
- (2) 出力先 : 通関業
- (3) 出力単位 : 利用者単位
- (4) 出力形態 : 配信

## 3. 作成処理

(1) 収集処理

輸入申告DB、移出輸入申告DB、輸入マニフェスト通関申告DB、機用品蔵入承認DB、修正申告DBまたは関税等更正請求DBより以下のいずれかの条件に合致するデータを収集する。

(A) 輸入申告等許可・承認

- ①許可・承認年月日が前月のもの。
- ②BP承認後、輸入許可前引取貨物の輸入申告（以下、「IBP」という。）が許可された輸入申告等については、BP承認及びIBP許可で2件収集される。  
ただし、BP承認とIBP許可が同日中である場合、IBP許可データとして1レコードのみ収集される。
- ③輸入（引取・特例）申告（特例委託及び蔵出輸入（引取・特例）申告を含む。）については、輸入（引取）許可に係るデータを収集する。<sup>\*1</sup>

(※1) 輸入（引取・特例）申告については、「(A) 輸入申告等許可・承認」及び「(B) 特例申告」両方の収集条件に合致した場合、それぞれのデータとして計2件収集される。

(B) 特例申告

- ①特例申告受理年月日が前月のもの。
- ②輸入（引取・特例）申告については、特例申告に係るデータを収集する。<sup>\*1</sup>  
なお、特例申告期限内訂正の実績（特例委託を含む。）については収集しない。

(C) 修正申告

修正申告年月日が前月のもの。

(D) 関税等更正請求

審査終了年月日が前月のもの。

(2) 編集処理

(A) システムに出力要として登録されている利用者の場合のみ出力する。

(B) ソート条件は以下の順とする。

①許可・承認年月日、特例申告年月日または更正請求の審査終了年月日（以下、許可等年月日という。）

②BP承認年月日

③あて先官署コード

④申告等番号

(C) データが存在しない場合は、「データ有無識別」に「0」を設定し、その旨を送付する。

(D) 本管理資料は以下の情報があり、順に編集される。

ただし、データが存在しない情報は編集されない。

①海上データ

②航空データ

(E) 管理資料情報出力イメージは、「CSV電文フォーマット」を参照。

(F) 出力項目の詳細は、「出力項目表」を参照。

#### 4. 特記事項

(1) 「つづき枚数」については、以下の通り算出して出力する。

①輸入申告等、修正申告及び関税等更正請求については、申告等欄数により、以下の通り算出する。

②機用品蔵入承認申請については、機用品品名コードの入力数により、以下の通り算出する。

| 輸入申告等<br>申告欄数 | 修正申告<br>申告欄数 | 関税等更正請求<br>請求欄数 | つづき枚数 |
|---------------|--------------|-----------------|-------|
| 1～2           | 1～2          | 1～2             | 0     |
| 3～6           | 3～5          | 3～5             | 1     |
| 7～10          | 6～8          | 6～8             | 2     |
| 11～14         | 9～11         | 9～11            | 3     |
| 15～18         | 12～14        | 12～14           | 4     |
| 19～22         | 15～17        | 15～17           | 5     |
| 23～26         | 18～20        | 18～20           | 6     |
| 27～30         | 21～23        | 21～23           | 7     |
| 31～34         | 24～26        | 24～26           | 8     |
| 35～38         | 27～29        | 27～29           | 9     |
| 39～42         | 30～32        | 30～32           | 10    |
| 43～46         | 33～35        | 33～35           | 11    |
| 47～50         | 36～38        | 36～38           | 12    |
| 51～54         | 39～41        | 39～41           | 13    |
| 55～58         | 42～44        | 42～44           | 14    |
| 59～62         | 45～47        | 45～47           | 15    |
| 63～66         | 48～50        | 48～50           | 16    |
| 67～70         | 51～53        | 51～53           | 17    |
| 71～74         | 54～56        | 54～56           | 18    |
| 75～78         | 57～59        | 57～59           | 19    |
| 79～82         | 60～62        | 60～62           | 20    |
| 83～86         | 63～65        | 63～65           | 21    |
| 87～90         | 66～68        | 66～68           | 22    |
| 91～94         | 69～71        | 69～71           | 23    |
| 95～98         | 72～74        | 72～74           | 24    |
| 99            | 75～77        | 75～77           | 25    |
|               | 78～80        | 78～80           | 26    |
|               | 81～83        | 81～83           | 27    |
|               | 84～86        | 84～86           | 28    |
|               | 87～89        | 87～89           | 29    |
|               | 90～92        | 90～92           | 30    |
|               | 93～95        | 93～95           | 31    |
|               | 96～98        | 96～98           | 32    |
|               | 99           | 99              | 33    |

③特例申告、輸入マニフェスト通関申告及び海上簡易輸入申告については、算出しない。